

平成 29 年度 第 2 回門真市国民保護協議会 議事録

- 日 時 平成 30 年 2 月 7 日（水）午後 1 時 30 分より
- 場 所 門真市役所別館 3 階 第三会議室
- 出席者 宮本会長、玉田委員、河内委員、北村委員、中迫委員、久木元委員、熊本委員
西口委員、石川委員、南崎委員、木田委員、樋口委員、西森委員、滝川委員
（代理出席）東出委員、田邊委員、向委員、石丸委員、谷澤委員
（欠席）松野委員、宮原委員、鳥牧委員、下谷委員、服部委員
- 事務局 大兼総務部長、山口総務部次長、石丸危機管理課長、森井危機管理課長補佐
谷本危機管理課係員
- 傍聴者 1 名

○開会

事務局： 定刻となりましたので、平成 29 年度第 2 回門真市国民保護協議会を開催させていただきます。本日の協議会は、委員 23 人中 18 人の出席で過半数を超えているため、本協議会が成立していることをご報告します。

開催にあたりまして、本協議会の会長であります門真市長宮本一孝よりご挨拶申し上げます。会長よろしくお願ひ申し上げます。

会 長： 皆さん、こんにちは。宮本でございます。

平成 29 年度第 2 回門真市国民保護協議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、平素、市政各般にわたりまして、何かとご協力いただいておりますこと心から感謝申し上げる次第であります。とりわけ国民保護ということにつきましては、皆さんご承知のとおり様々な事案が起こっている中、市民の命・財産を守るために、一番市の根幹となるべき計画にもなっております。

本日は、第 1 回協議会におきましてご提示申し上げました「門真市国民保護計画修正案」に対しまして、本協議会委員の皆様からのご意見を踏まえました「門真市国民保護計画修正案」について、本日はご審議いただき、市に対する答申を行いたいと考えております。

委員各位におかれましては、万が一の事態を想定した計画の修正に際して、忌憚のないご意見をいただきまして、市民が安心して暮らせる門真市となるようご協力いただきますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。今日は、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

事務局： ありがとうございます。続きまして、配付している資料のご確認をお願いします。

まず、はじめに、会議の次第が1枚でございます。

次に、右上に資料1と書かれた「門真市国民保護協議会委員名簿」が1枚。

次に、右上に資料2-1と書かれた「門真市国民保護計画（修正案）の新旧対照表」が1部。

次に、右上に資料2-2と書かれた「門真市国民保護計画（修正案）」が1冊。

次に、右上に資料3と書かれた「計画修正のスケジュール」が1枚。

以上でございますが、欠落しております資料等がございましたら、お申し出いただきますようお願い申し上げます。

資料の不足等はありませんか。ありがとうございます。

門真市国民保護協議会条例第4条第1項の規定により、本協議会の会長が議長になると定められておりますので、会議の進行につきまして、会長どうぞよろしくお願い申し上げます。

会 長： それでは、次第に沿って、平成29年度第2回門真市国民保護協議会の議事を進行いたします。よろしくお願いいたします。

門真市国民保護協議会運営要綱第4条に基づき、本協議会の会議を公開するものとしますので、委員の皆様におかれましては、ご承知ください。

はじめに、議題1「議事録の署名について」、事務局説明を求めます。

事務局： 議題1「議事録の署名について」、私よりご説明申し上げます。

門真市国民保護協議会運営要綱第5条におきまして、議事録を記録し、保存することと規定しております。第2回目の本協議会の議事録保存のため、議事録の署名を行っていただく委員2名を、会長より指名をよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

会 長： 第1回国民保護協議会に続き、議事録を署名する委員には、大阪府枚方土木事務所の玉田委員と、守口市門真市消防組合の熊本委員の2名を指名しますので、よろしくお願いいたします。

次に、議題2「門真市国民保護計画（修正案）について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 議題2「門真市国民保護計画（修正案）について」、ご説明申し上げます。

第1回門真市国民保護協議会開催後の平成29年12月7日付けの文書によりまして、本協議会の各委員の皆様へ、門真市国民保護計画の修正に係る意見照会を実施いたしました。

資料2-1の新旧対照表をご覧ください。新旧対照表は、表右側の変更前は現行計画の内容であり、左側の変更後は第1回協議会で計画修正素案として示した変更と、12月の意見照会による変更を加えたものとなっております。

本日は、第1回協議会で修正した内容についての説明は省略させていただき、この12月に行いました意見照会による修正部分についてのみ、ご説明させていただきます。

新旧対照表の15ページをご覧ください。15ページ下から1行目にあります消防長の項目をご覧ください。表右側の変更前に「守口市門真市消防組合消防長」とあった箇所を、表左側の変更後では、事務局側が「消防本部」を追加し、「守口市門真市消防組合消防本部消防長」として第1回協議会の修正素案で提示しておりましたが、本市は一部事務組合であり、組織の長として「消防本部」を明記することは、適切ではないとのご意見をいただきましたので、「消防本部」を削除した「消防組合消防長」へと、現行の計画のとおり「守口市門真市消防組合消防長」に戻した次第でございます。

次に、38ページをご覧ください。38ページの中段でございます④高圧ガスの項目をご覧ください。表右側の変更前において、措置命令者の列、④高圧ガスの段に「知事」と記載がございますが、大阪府より保安行政事務の権限移譲を平成24年度に受けているため、知事を消防組合管理者に修正いたしました。

続きまして、40ページをご覧ください。40ページの下段、下から5行目の下線部分をご覧ください。表右側の変更前では、感染症法は省略した法律名称であったため、表左側の変更後に、正式な法律名称へ修正するとともに、カッコ内に省略した法律名称である「感染症法」を併記するよう修正いたしました。

また、表右側の変更前には、「94ページ参照」としておりましたが、参照先の表が同じページ内に収まったため、「下記参照」と変更しております。

さらに、表右側の変更前には、「結核予防法」を記載しておりますが、平成19年4月に法律が廃止されていたため、文中から削除しました。

次に、55ページをご覧ください。55ページの下段、下から3行目と7行目をご覧ください。計画内に記載があります「消防職員」の文言を、「消防吏員」へと事務局側が一括して表記を変更した修正素案を第1回協議会で提示しておりましたが、国民保護措置に係る業務につきましては、消防吏員に限らず消防職員全体で対応するため、この2か所の「消防吏員」に限っては、現行計画のとおり「消防職員」に戻しました。

以上の4点につきまして、変更を加えております。

新旧対照表の内容を反映したものが、資料2-2の門真市国民保護計画（修正案）として取りまとめております。以上で説明を終わります。

会長： 以上で議題2の説明が終わりました。この件について、ご意見、ご質問はありますか。

ございませんか。ご意見が無いようですので、門真市国民保護協議会として、資料2-2のとおり、門真市国民保護計画（修正案）が適当であると認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしとのことであります。資料2-2門真市国民保護計画の修正に対する本協議会の意見として、市に答申することといたします。

次に、議題3「門真市国民保護計画の修正に係る答申について」、事務局から説明を求めます。

事務局： 門真市国民保護計画の修正に係る答申について、ご説明申し上げます。

国民保護法第39条第3項において、市町村長は第35条第1項又は第8項の規定により、国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ市町村協議会に諮問しなければならない、と規定されております。この規定により、門真市国民保護計画の修正について、市から本協議会に対して、意見を求める諮問が平成29年11月30日になされました。先ほどご決定いただきましたとおり、資料2-2の「門真市国民保護計画（修正案）」をもって諮問に対する答申とする手続きを取らせていただきます。以上で説明を終わります。

会長： 以上で議題3の説明が終わりました。

次に、議題4「計画修正のスケジュール」について、事務局から説明を求めます。

事務局： 計画修正のスケジュールについて、ご説明を申し上げます。

資料3「計画修正のスケジュール」をご覧ください。第1回本協議会においても説明いたしましたスケジュールに沿った形で、本日答申された修正案に対するパブリックコメントによる意見募集を行います。募集期間については、平成30年3月1日から3月22日まで実施し、広報3月号、本市ホームページ、市役所別館1階にあります情報コーナーなどにおいて、パブリックコメントの実施を周知いたします。

計画書、用紙などの関係書類につきましては、本市ホームページに掲載するとともに、市役所の情報コーナーのほか、南部市民センター、保健福祉センター、図書館など合計12箇所の市有施設におきまして、設置を予定しております。

3月中に、パブリックコメントで出されましたご意見に対する回答文を作成し、その内容を各委員の皆様へ報告し、その後、市民にホームページ等により公表いたします。意見の内容によりましては、第3回の協議会の開催を検討いたしますが、軽微な修正がございましたら、会長判断で修正できるよう会長一任していただきたいと思いますと考えております。

この計画に関して市長決裁を経た後、大阪府との本協議に臨みます。本協議後に、委員の皆様へ完成した計画書を配付し、市議会へ報告を行い、市民公表を行うスケジュールとしております。以上で説明を終わります。

会 長： 以上で議題4の説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見若しくはご質問はありますでしょうか。

ございませんか。ご意見が無いようですので、計画修正の事務に関しましては、スケジュールに沿った形で進めさせていただきます。

パブリックコメントの意見内容によっては、必要があれば第3回の協議会を開催いたします。また、事務局からの説明がありましたように、計画修正の軽微な判断につきましては、会長判断とさせていただきたいと思っておりますので、会長へ一任賜りますようお願いいたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。それでは、軽微な修正に関しましては、会長判断とさせていただきます。

最後に、議題5「その他について」、事務局から何かありますか。

事務局： その他としまして、本市域内で実施する国民保護に関して、現在予定しております訓練と、今年度実施いたしました訓練につきまして、ご説明いたします。

平成30年3月11日午前10時から、門真市民プラザ及び体育館におきまして、門真市民プラザ指定管理者による防災イベントの開催が予定されております。この防災イベントには、本協議会委員の機関も参加しており、門真消防署によるAED講習と消防車の展示、門真警察署による防災活動の展示、門真市消防団による水消火器訓練と救助資機材搭載車の展示、門真市危機管理課による備蓄物資の展示などが計画されております。

また、門真市民プラザ体育館の会場では、防災型脱出ゲームが午前と午後の2回実施される予定でありまして、ゲーム開始前に、ゲームの参加者を対象に門真市危機管理課と大阪府危機管理室による「Jアラート音源を用いた避難訓練」を予定しております。これは、弾道ミサイルが通過又は落下する可能性がある場合には、携帯電話への緊急速報メールのほか、Jアラート全国瞬時警報システムを活用し、人手を介さずに市内50箇所を設置しております防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージが流れることになっております。

この避難訓練では、屋内にいる場合を想定して、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する、地面に伏せて頭部を守る行動を参加者に説明するとともに、防災行政無線

で流れる特別なサイレン音を会場で流して、命を守る行動を実践していただき、避難行動の周知を図る訓練となっております。

次に、平成 30 年 3 月 14 日午前 11 時から、「第 2 回全国瞬時警報システムの全国一斉情報伝達訓練」が実施されます。これは、対処に時間的余裕のない緊急時に住民へ迅速かつ確実な情報伝達を行うため、内閣官房から Jアラート全国瞬時警報システムで訓練情報を発信し、その訓練情報を本市の受信装置で受け取り、防災行政無線を自動起動させます。市内 50 箇所の防災行政無線から、上りチャイムが鳴り、「これは、Jアラートのテストです。」と 3 回繰り返した後、下りチャイムが流れることを確認する訓練となっております。

続きまして、今年度、市域内で実施いたしました国民保護に関する訓練につきまして、ご説明いたします。

平成 29 年 11 月 14 日の午前 11 時から、先ほど説明いたしました「全国瞬時警報システムの全国一斉情報伝達訓練」の第 1 回目が実施されております。広報 10 月号と 11 月号において、この訓練の実施を周知しております。

また、広報 12 月号に関しましては、弾道ミサイル落下の可能性を想定して、屋外にいる場合と、屋内にいる場合において、直ちにとるべき行動内容についての記事を掲載しております。

次に、平成 29 年 11 月 14 日の午前 10 時 30 分から午前 11 時 30 分まで、門真市三ツ島にあります東和薬品ラクタブドームにおきまして、大阪府警察、守口市門真市消防組合、門真市役所による「大阪府立門真スポーツセンターテロ対策訓練」を実施いたしました。この訓練の参加機関としましては、警察、消防、門真市のほか、門真市消防団、株式会社オーグスポーツ、市内の幼稚園児など総勢約 400 名の参加がありました。

その訓練の内容につきましては、3 点ございます。

- 1 点目は、不審物を発見した際の通報と、観客の避難誘導の訓練であります。
- 2 点目は、現地指揮所の設置と、初動措置対応の訓練であります。
- 3 点目は、大阪府警察本部による爆発物処理の訓練となっております。

この訓練の様子につきましては、テレビ、新聞社などの報道機関も取材に来られており、本市ホームページのフォトニュースに掲載したほか、テレビのニュース番組や、翌日の新聞記事に掲載されております。

そのうち、毎日放送と関西テレビ放送のニュース映像をただいまより 3 分程度前方に放映いたします。準備いたしますのでしばらくお待ちください。

(映像放映)

施設管理者や本市消防団による避難誘導や、府警本部による不審物の搬送の様子がありました。

本協議会の河内委員におかれましては、このテロ対策訓練実施本部の訓練本部長として指揮をとられておりました。以上で説明を終わります。

会 長： この機会でありますので、このテロ対策訓練につきまして、門真警察署の河内委員よりご説明いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員： 門真警察署長の河内でございます。座って説明させていただきます。

最近の国際テロ情勢に目を向けてみますと、大きく3つの特徴があります。

まず、テロの対象となるもの。多くの人を利用する交通機関、商業施設、コンサート会場といった防御機能が弱いところ、いわゆるソフトターゲットを狙ったテロが連続しています。

次に、テロの形態。従来の爆弾テロや銃器に加えて、自動車を疾走させたり、刃物を振り回すなど、簡単にできる手法が用いられています。

次に、テロを敢行する人物です。特別な思想や宗教対立を背景にせず、個人的な理由で敢行されるテロもあります。

幸いにして最近、我が国ではテロらしきテロは発生しておりませんが、テロの対象となるソフトターゲットは日常的に存在します。

また、オウム真理教事件のように、生物・化学兵器が作られ、テロが敢行されています。インターネットで検索すれば、爆発物も簡単に作れます。

そして、テロを敢行する危険人物もいないとは限りません。

我が国では来年にはラグビーワールドカップが開催されます。大阪でも4試合が予定されています。また、開催地は未定ですがG20サミットも予定されています。

再来年は、東京オリンピック・パラリンピックと、国際的な大きなイベントが目白押しです。国際的なイベントは、テロが発生する危険性が増します。

テロを日本で発生させないために大阪府警は様々な対策を講じて日常的に実施していますが、警察だけでは自ずと限界があります。必要なことは、「官民一体となったテロ対策の推進」であり、それがまさに、今回行ったこの訓練です。

今回の訓練想定は、ソフトターゲットでのイベントを狙って爆破物を仕掛けたというテロ事案です。日ごろから不審動向を警戒していた管理者が物件を発見した際の通報措置、観客の避難措置、管轄警察と消防による初動の対処、機動隊による最終処理などについて、関係者・団体、機関が各々の持ち場で動作の確認をしました。

今後も、繰り返し訓練を行い、テロを未然に防ぐ、発生した際は被害の拡大を防ぐなどについて、各々の事態対処能力の向上と連携の強化を図り、市民の安全の確保に努めるべきと考えております。

今後ともよろしく願いいたします。簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

会長： ありがとうございます。本市といたしましても、テロなどの緊急処理事態における避難訓練を引き続き実施してまいりたいと考えております。また、関係機関の皆様のご協力をより一層お願い申し上げます。

それでは以上をもちまして、議題のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、平成 29 年度第 2 回門真市国民保護協議会を終了させていただきます。パブリックコメント等で修正がなければ、計画修正に関する本協議会の開催は本日が最後となります。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本協議会にご出席賜り、誠にありがとうございました。心から御礼申し上げます。

以上をもちまして終わります。本日はありがとうございました。

○閉会

以上、この議事録で正確であることを証します。

平成 30 年 2 月 19 日 国民保護協議会委員 (所属) 大阪府枚方土木事務所

(氏名) 玉田 浩一

平成 30 年 2 月 19 日 国民保護協議会委員 (所属) 守口市門真市消防組合

(氏名) 熊本 正雄